

災害リスク／居住地選択／レジリエンス

紀伊半島大水害・十津川村の経験に学ぶ

追手門学院大学 地域創造学部

准教授 田中正人



1. はじめに

災害は、ハザード、脆弱性、暴露量を変数として立ち現れると言われる。おそらく、実際の変数はより複雑で多様であるが、いずれにせよ、ハザードが生起した時点で暴露量はほぼ決定され、事後的に制御することはできない。しかしながら、脆弱性はその後も変数でありつづける。すなわちリスクでありつづける。そのリスクがリスクのままとどまることはきわめて少ない。避難生活での関連死や仮設住宅での「孤立死」⁽¹⁾はその一端である。

発災時を起点としてみた場合、その後に復興過程があり、その前に減災過程がある。すべての地域はこのサイクルのどこかにある。問題は、このサイクルが常に脆弱性リスクとともにあり、そのもとで不均等／不均衡の拡大と再生産が起こっているという点にある。発災時には「被害の不均等」があり、復興過程には「再生の不均等」があり、減災過程には「リスク分配の不均衡」がある [図1]。

この背景には、ほぼ例外なく居住地移動の問題が絡んでいるように思われる。主体的な居住地選択の可能性は、すべての居住者／被災者に平等にひらかれてはいない。住み続ける、元の住まいに帰還する、住む場所を選択する、選択を保留する、こうした権利の不確かさが不均衡の拡大・再生産を結果し、より不確かな権利しか持たない人びとの「レジリエンス」を抑圧している。

「回復の道のりは、その時、その場所、その人々の状況によってさまざまな展開を見せる。その時、その場所、その人々の固有性に依拠したレジリエ

ンスがある」。ローレンス・ベイルとトーマス・カンパネラは、被災現場におけるレジリエンスがきわめて個別的な現象であることを強調する (L. Vale, L. & Campanella, T., 2005)。しなやかな地域づくりとは、そうした一人ひとりに固有のレジリエンスに寄り添うことで実現するものと思われる。

ところが、コミュニティ、自治体、国家といった「集団」が注目されるとき、しばしば個々のレジリエンスは忘れ去られる。「集団としてのレジリエンス」の高まりは、必ずしも個々のレジリエンスを高めた結果とは限らない。誤解を恐れずに言えば、「集団としてのレジリエンス」とは、一人ひとりに固有のレジリエンスが互いに干渉しあい、あるいは打ち消しあい、より強い力が他を「制圧」したアウトカムにほかならない。それはまさに、不均衡の拡大プロセスそのものである。「集団としてのレジリエンス」を追求するプロジェクトは、内部に不均衡を生み出しつつ、その存在を否定しないまま、覆い隠す。

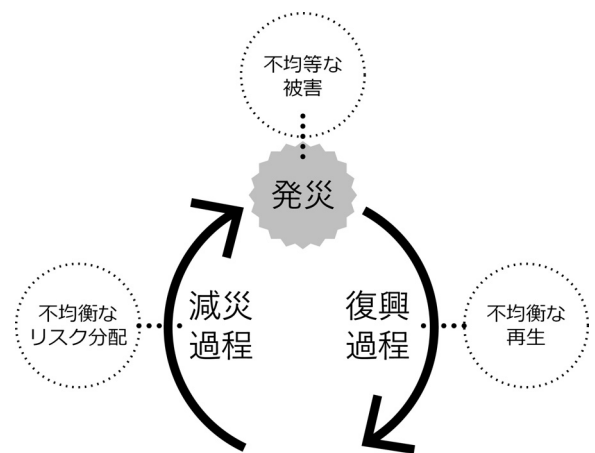


図1 復興・減災のサイクル

復興・減災のサイクルのなかで生じるさまざまな不均衡とはすなわち、脆弱な境遇にある人びとが、そうした「集団としてのレジリエンス」の追求のもとで、ほんらい持ち得たはずの固有のレジリエンスを剥ぎ取られた結果であると言ってよい。

ハザードは脆弱性につけ込む。だが「復興」という営みも、それが全体性に依拠する以上、脆弱性にとってはある種のハザードになり得る。「減災」という営みも同様である。本稿は、居住地移動との関連のもとで生じてきたさまざまな不均衡の実態を示しつつ、被災地のレジリエンスとはなにかを改めて議論したい⁽²⁾。

2. 不均等被害と不均衡再生／リスク分配

(1) 不均等被害

災害の直接的な犠牲者は、しばしば高齢、女性、障害、貧困に偏在する。図2・図3はそれぞれ阪神・淡路大震災、東日本大震災の犠牲者の人口ピラミッドである。高齢層、女性への偏りは明らかである。

また東日本大震災による障害者の死亡率は、被災27市町村全体の死亡率の2倍に及ぶ[表1]。総人口1,244,167人に対して、全体の死亡率は1.03%であるが、障害者のそれは2.06%をマークする。

(2) 不均衡再生

不均衡は避難・復興過程にも引き継がれる。「ふだんより元気になる人と、出勤できずに家に閉じこもる人とがあった。(…)酒を飲まなくなった人とアルコールにのめり込む人とがあった。(…)最初の差は小さくても、どちらかのコースに入ると、どんどん差が開いていった。(…)何よりも、貧富の差がハサミ状に拡大するのが眼にみえるように思われた。貧富の差は単に貯金や財産の問題だけでなく、社会的にパワーを持ち人脈の広い人と、そうでない人との差が大きかった」。中井久夫はこのように述べ、復興過程における不均衡のあらわ

れ方を「ハサミ状較差」と呼んだ(中井2011)。

較差の一方の先には、関連死や孤立化、「孤立死」という結果がある。直接死に対する関連死の割合は、2004年の新潟県中越地震で300%を超え、2016年熊本地震もそれに迫る[表2]。もっとも、直接死の多寡との比較で語ることが正しいのかどうかは分からないし、関連死そのものには認定手続きが介在するため、被災地間での比較も安易になされるべきではないだろう。ただ少なくとも、本来ならより長くあったはずの生命、より穏やかであったはずの生活が、過酷な環境のなかで次々と絶たれ、いまも絶たれつつあるという事実は、どうてい等閑に付すことはできない。

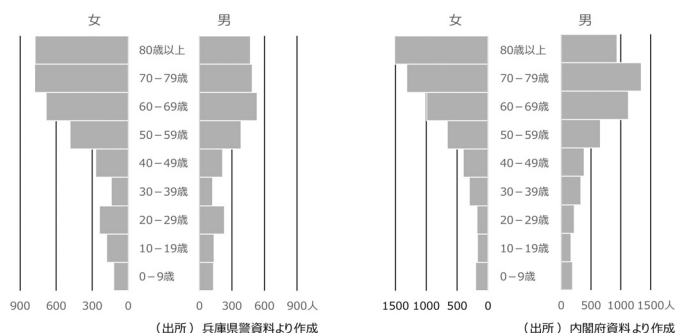


図2 犠牲者の年齢層別分布 (阪神・淡路大震災) 図3 犠牲者の年齢層別分布 (東日本大震災)

表1 東日本大震災における障害者の死亡率

被災27市町村	障害者	障害者						
		身体	視覚	聴覚	肢体不自由	知的	精神	
人口	1,244,167	67,509	53,928	3,755	3,753	27,568	8,362	5,486
死者数	12,853	1,388	1,243	74	75	552	80	79
死亡率	1.03%	2.06%	2.30%	1.97%	2.00%	2.00%	0.96%	1.44%

(出所) NHK「福祉ネットワーク」取材班

表2 関連死の発生状況

	死者	行方不明者	合計 (A)	関連死 (B)	関連死割合 (B/A)	統計年月日
1995 阪神・淡路大震災 (※)	5,483	3	5,486	919	16.8%	2005.12.22
2004 新潟県中越地震	16	0	16	52	325.0%	2009.10.21
2007 新潟県中越沖地震	11	0	11	4	36.4%	2009.7.16
2011 東日本大震災	15,893	2,556	18,449	3,472	18.8%	2016.12.12
(岩手県)	4,673	1,123	5,796	460	7.9%	2016.12.9
(宮城県)	9,540	1,232	10,772	922	8.6%	2016.12.9
(福島県)	1,613	197	1,810	2,086	115.2%	2016.12.9
2011 紀伊半島大水害	66	16	82	6	7.3%	2014.12.26
2014 広島土砂災害	74	0	74	3	4.1%	2016.6.22
2016 熊本地震	50	0	50	149	298.0%	2017.3.4

(※) 兵庫県内

「孤立死」は、阪神・淡路大震災でにわかにな注目を浴び、その後、広く一般の社会問題として認識されるに至っている。現在、「孤立死」問題は、近隣レベルから国家レベルにわたる重要な政策課題となっている。ただ留意すべきは、平常時の「孤立死」と、避難・復興過程におけるそれとはまったく別の問題だという点である。なぜなら、被災地の「孤立死」の発生メカニズムを読み解くならば、避難・復興過程という固有の要因が被災者の社会的孤立を決定づけてきたことは明らかであるからだ(田中他 2009;2010;2011, 田中 2014;2016)。

阪神・淡路大震災の応急仮設住宅は、解消までに5年を要した。その間、当然ながら入居者は徐々に減少していくが、「孤立死」の発生率は上昇する[図4]。仮設住宅に取り残された被災者の孤立が、このような結果からも見て取れる。おそらくこの背後には、「孤立死」に至るぎりぎりのところで、辛うじて悲痛な生を生き延びてきた人びとがいる。

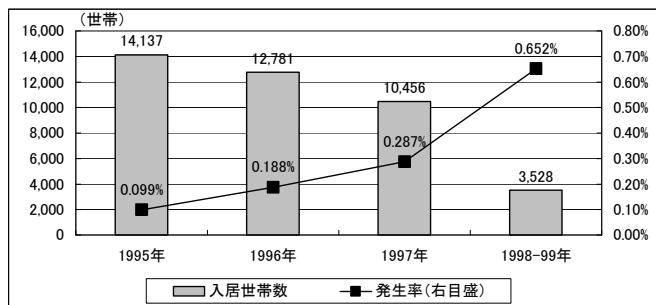


図4 「孤立死」発生率の推移 (阪神・淡路大震災/応急仮設住宅)(田中他 2010)

仮設から災害公営住宅への移行は、一方では安定した住居の確保を意味し、一方では社会的援助対象からの離脱を意味する。ところが被災地の「孤立死」問題は、そのいずれからも程遠い実態を示している。災害公営住宅での「孤立死」は、仮設でのそれに比べて著しく深刻化する。死亡から発見されるまでの経過時間は長期化し、その多くは、異変・異臭など、誰かのアクセスに対する応答の不在ではない契機によって発見されている。しかもこの傾向は、入居開始から数年間、次第に顕著

になる[図5]。

こうした問題の背景には、居住地移動に伴う生活構造の変化がある。詳細は別稿に譲るが、従前居住地からの移動距離が大きいほど、近隣に誰ひとり知人がいないというケースは例外的ではなくなり[図6]、発見の遅い「孤立死」が多くなる(田中他 2010)。慣れない高層居住への変化は、とりわけ失業層など社会的接点を失った人びとに強く作用し、孤立を決定づけている(田中他 2009)。

これらの「孤立死」に直結する主な死因は、アルコールに起因する肝疾患である(上野他 1998)。だがその治療を拒絶し、近隣から自らを隔離し、あらゆる社会的接点をなくした境遇へと導いてきたのは、災害による直接的な喪失と、仮設住宅や災害公営住宅への入居に伴う居住地移動、そしてそれがもたらす生活圏域、生活行動、生活空間の変化である。

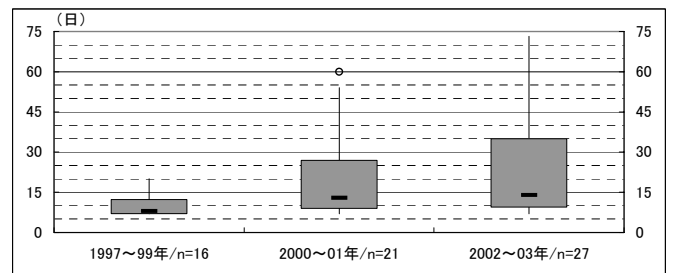


図5 「孤立死」発見までの経過時間の推移 (阪神・淡路大震災/災害公営住宅)(田中他 2009)

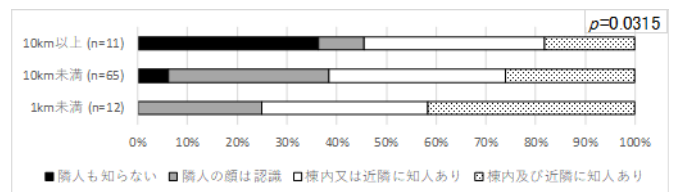


図6 居住地からの移動距離別近隣関係 (東日本大震災/災害公営住宅)(田中 2017)

(3) 不均衡リスク分配

内閣府中央防災会議によれば、南海トラフ地震による想定死者は32.3万人に及ぶ。そして10年間でその8割を削減するという目標が掲げられている。32.3万や8割、10年という数字の妥当性の検証は重要であるが、より気掛かりなのは、削減

に向けた具体的な動向である。

太平洋沿岸地域では、行政庁舎をはじめ、病院、保育所等の内陸・高台への移転が徐々に進展しつつある。野呂（2016）によれば、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている139市町村のうち、43自治体、131施設が公共施設の移転に取り組んでいる。当然ながらその動きは、沿岸の低平地に住まう居住者にも影響をもたらしている。



写真1 串本町の高台からみた低平地の風景

たとえば、本州最南端の和歌山県串本町では、東日本大震災以前に完成していた高台の造成地（サンゴ台）が恰好の移転先となった。同町の南海トラフ地震による津波の高さは17m、第1波到達時間は3分とされる。3.11のあと、町立病院、消防機能が移転、それに伴って多くの空地が残存していた造成地にも着実に住宅が建設されていった。串本町企画課土地開発公社によれば、当初94区画あった分譲地は、2016年度末時点で92区画が売却済みとなっている⁽³⁾。1989年の開発開始からの推移をみると、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）発生後の2010年度以降の増加は明らかである〔図7〕。さらに役場庁舎についても2016年12月16日、高台を移転先とした「町役場庁舎建設基本構想」が可決されるに至っている。

おそらく類似の状況は、他の太平洋沿岸地域でもみられるだろう。2013年に改正された「南海ト

ラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（南海トラフ特措法、同年12月施行）」は、こうした動きにさらなる根拠と動機を与えたものと思われる。

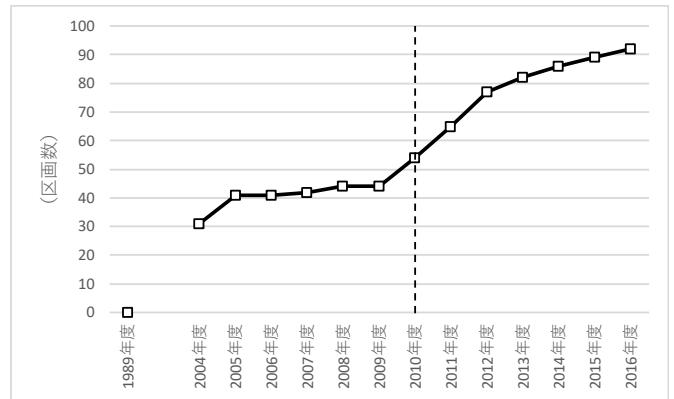


図7 「サンゴ台」の売却区画数の推移(累積)
(出所) 串本町土地開発公社への聞き取りにより筆者作成

以上のことは、マクロにみれば、まさしく中央防災会議が掲げる被害の削減に向けた望ましい成果と言える。しかしながら、見逃してはならないことは少なくとも2点ある。

第1に、中央防災会議が想定する32.3万人の死者の分布である。前項で確認したように、過去の大災害における犠牲者は圧倒的に脆弱層に偏在していた。だとすれば、この32.3万人の犠牲者もまた同様の傾向を示すだろう。南海トラフ特措法や同法4条に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」のもとで遂行される減災対策は、どこまでこの不均衡を前提しているのかが問われる。

第2に、不均衡は被害の現れ方にとどまらず、その前段のリスク分配の局面においても生じている。現実にはいま進みつつある減災対策が削減している犠牲者は、おそらく脆弱でない人びとに偏るだろう。

たとえば、田中（2012）によれば、串本町の中心部において高台への移転を希望する居住者の割合はおよそ36%である〔図8〕。問題は、この割合の大きさよりもむしろ、だれが移転を希望し、あるいはしていないのかを分かっ要因である。端的

に、それらは年齢層、日常の生活圏の大小、居住年数の長短として説明される。すなわち、広域を生活圏とする若年層が津波リスクの低い高台に移転し、他方、モビリティの低い高齢層が津波リスクの高い沿岸部に残留するというシナリオが予見される。このシナリオは上に述べたように、高台の造成地を舞台にすでに現実のものとなりつつある（田中 2013）。

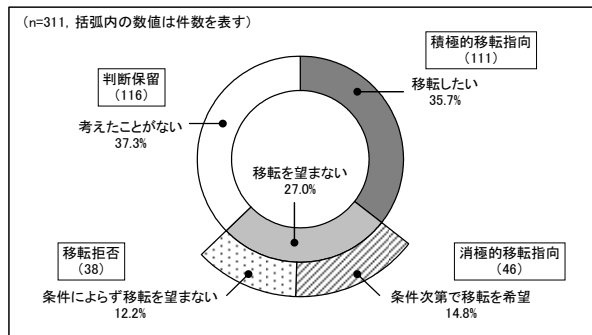


図 8 高台への移転意向(田中 2012)

ここには強制された移動はない。残留もまた自己決定に因っている。ただその選択は、ほぼ個々の保有する資本や資源によってあらかじめ決定づけられていると言ってよい。主体的な移動からの排除が残留ならば、それはもはや「置き去り」に近い。

減災対策によって、被害の総量は減るが不均衡は増す。削減効果のトリクルダウンが生じる見込みはなく、逆に、沿岸部に取り残される高齢コミュニティにリスクが集中する。このようにして、減災過程の不均衡は増幅する。

(4) 不均衡拡大プロセス

復興・減災サイクルには、以上のようなリスク分配や再生の不均衡が発生する。その拡大プロセスを改めて確認しておくならば、次のようである。もともと想定される犠牲者の分布は脆弱性に応じて比例的に多くなるだろう [図 9 左]。逆に、減災対策による犠牲者の削減は、脆弱性に応じて少な

くなるだろう [同中央]。そして復興過程における犠牲者、すなわち関連死や「孤立死」は、やはり脆弱性に応じて多くなる [同右]。不均衡は積み重なり、リスク分配は逆進的である。

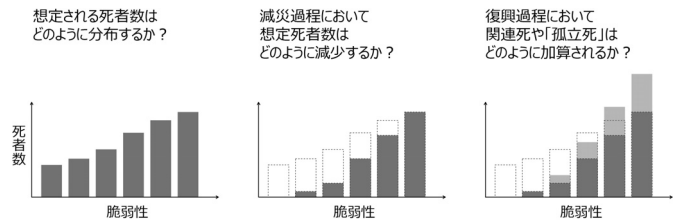


図 9 逆進的リスク再分配のイメージ

こうした不正義を結果している要因は、ひとつは言うまでもなく、制度上の不備である。とりわけ関連死や「孤立死」を生み出してきた住宅セーフティネットのあり方については、根本的な転換が図られる必要がある（塩崎 2014、岡田 2015、田中 2016）。

いまひとつは、不均衡の拡大というプロセスそれ自体への認識の不足があるように思われる。必ずしも政策的な失敗や制度的な瑕疵のないところにおいても、それは発生し得る。不均衡の拡大はいわば復興・減災のサイクルにおけるデフォルトであり、自覚的な抵抗の意識と是正に向けた行動なしに避けることは困難である。

串本町におけるコミュニティの分化は、居住者の自発的な選択の結果であり、町は高台での新たな公共交通の確保や、住民への移転意向調査など、厳しいリスクのもとで可能な限りの努力を重ねている。それでもなお、先にみたようなリスク分配の不均衡が生じ得る。

こうしたプロセスへの認識の欠如は、いずれ「集団としてのレジリエンス」をナイーブに称揚しつつ、他方で一人ひとりに固有のレジリエンスを無意識に抑圧することになるだろう。

不均衡拡大プロセスに抗し、公正なリスク分配、公正な再生を可能にするためには、なにが求めら

れるか。冒頭で述べたように、この問題の背景には、ほぼ例外なく居住地移動の問題、すなわち住み続ける、帰還する、選択する、選択を保留するといった権利の不確かさがある。したがって、まずは居住地選択の主体性が問われる。だがこれまでの検討を踏まえるならば、同時にリスク受容の主体性が問われるように思われる。

津波のリスクを回避する移動がある一方で、移動のリスクを回避する定住がある。先にみた「孤立死」は他律的な移動に基づくリスクが膨張した結果であり、太平洋沿岸地域における高齢層の「置き去り」は、主体的なリスク選択が事実上困難であることの結果である。リスクと居住地の主体的選択可能性は、まさにコインの表裏をなしている。

一方、この両者を主体的に選択することそれ自体にも大きな困難が伴う。ただそこには、主体性を欠いた決定にはみられない、尊厳ある選択のプロセスがある。以下では、2011年に発生した紀伊半島大水害の被災地、十津川村の事例を通して、いかにそのプロセスが、被災者一人ひとりに固有のリジリエンスを涵養してきたかを確認しておきたい。

3. <home>へ還ることの意味

(1) 紀伊半島大水害と十津川村の被害

2011年9月、台風12号(Typhoon Talas)による紀伊半島大水害は、奈良県南部から和歌山県南部にかけて甚大な物的・人的被害をもたらした。死者は全国で98人に及んだ。深層崩壊が集落を飲み込み、インフラを断ち切り、天然ダムを形成した。土砂災害の発生は3,000地区におよび、18の集落が孤立した。リスクは長期にわたって継続した。

その主要な被災地のひとつ、奈良県十津川村は人口3,488人、1,733世帯、高齢化率は40%を超える(2017年1月現在)。面積は村として全国最大の672.35km²を占め、そのほぼ全域に大小の集落

が分布している。南北に国道168号が通り、そこから山間を縫うように枝道が伸びている。よく知られるように、十津川村周辺は1889(明治22)年にも大水害に見舞われ、249名が亡くなっている。565戸の家屋が流出・倒壊し、生業基盤であった山林や田畑も甚大な被害を受けた。生活再建に向け、2,691人が北海道へ移住した。その後も水害は繰り返しこの地を襲い、2011年の被害を経てなお、次なる被災のリスクは継続している。

今次災害では、明治の水害時のような集団的な移転は行われていない。むしろ天然ダムの決壊の脅威が去り、インフラの途絶が解消されると、ふたたび元の集落に帰還する動きがメインストリームのように思える。なぜ人びとは、明らかな再被災リスク下にあっても、元の住まいに戻り、あるいは戻ろうとするのか。



写真2 元の居住地へ帰還した被災者の住まい

(2) 元の居住地への帰還

被災者の帰還を促してきた第1の要因は、農業という生活の営為を継続することへの意識である。十津川村の山間集落には、ガスや下水道はもちろんのこと、上水道のインフラも整備されていないところがある。バス等の公共交通はほとんどなく、むろん徒歩圏に商店はない。だが集落には、雨水や地下水、河川水、森林など自然の資源と燃料、そして急峻な斜面を覆うように作り上げられた耕作地があった。被災者からは「畑の世話をしたい」「(農作業は)生き甲斐。四季折々の食材ができる」

「毎日、土とケンカしてきたし、これからもそうしたい」など、農地との強い信頼関係を示す言葉が聞かれた（田中 2013）。

第 2 の要因は、近隣への配慮の意識である。たとえば「同じ集落の人が戻ったので（自分自身も戻ることを選んだ）」「近くに誰もいないと寂しいだろうと思って」「できる限り集落を維持したい」など、避難生活中に途絶えた隣人などとの関係性の回復に大きな価値が見出され、そのことが集落への帰還を促している場合がある（田中 2014）。

第 3 に、避難先としての親戚や知人宅への依存可能性である。「公的シェルタ」としての応急仮設住宅とともに、そうした「私的シェルタ」が避難生活を支えた。特に後者の存在が、複数の避難拠点を移動しつつも、元の居住地近くにとどまりつづけることを可能にし、さらにはその後の帰還を可能にしたと考えられる。

第 4 に、将来時点における移転先候補の顕在化が、逆に現時点での帰還選択を後押しした面があったと思われる。いったん元の居住地を離れた被災者にとって、避難生活はきわめて落ち着きのない不安定なものであったと推察されるが、そうしたなかでも、たとえば「避難先での暮らしも悪くない」といったポジティブな意識が発現するケースも少なくなかった。それは、将来の移転先候補としての選択肢が形成されたことを意味している。つまり逆説的であるが、具体的な移転先候補の存在が「車の運転ができなくなるまでは」「入院でもしない限りは」元の場所で暮らす、という意味決定に寄与している（田中、前掲）。

（3）帰還の意思決定と災害リスクの受容

被災者らは、農業＝生活営為の継続や集落との関係の維持を達成するため、避難生活を支える親戚等の身近な仮暮らしの拠点を確保してきた。その間に、将来時点における新たな居住地の選択可能性がひらかれるとき、帰還という意思決定がな

される傾向にある。それは同時に、元の居住地が抱える災害リスクを受け入れるという意思決定でもあった。

被災者への聞き取りを通して、しばしば耳にしたのは「どこに移っても、ここより安全かどうか分からない」という言葉であった。それは単なる「ここ」に対する不安、あるいは「ここ」以外に行くところがないことへのあきらめではなく、「ここ」が抱えるリスクの受容と信頼、そして「ここ」でふたたび暮らすことへの希望や誇りでもあったのだと思う。

このような生活再建が可能であったのは、元の居住地への帰還という選択肢が保障されていたからにはほかならない。仮にもその選択肢が排除されていたならば、彼らが避難生活で見出した、生きていく上での価値——生活営為の継続や集落との関係の維持——は顕在化することなく、また避難生活で形成され得たかもしれない将来の居住地の選択可能性はあらかじめ閉ざされていたであろう。

<home>への帰還を保障することの意味は、帰還すること自体にあるのではない。それは、より前段のプロセス、つまり避難生活においてこそ見出される。なぜなら、<home>で生きていくことの価値とリスクを彼らが確認し得たのは、避難生活のプロセスにおいて、還るという選択肢が存在していたからだ。

むしろ被災者全員が還ったわけではない。だが、還らないという判断もまた、還るというオプションが存在していたからこそ、尊厳ある選択たり得たのではないか。こうした自律的な居住地選択の可能性が、彼ら一人ひとりに固有のリジリエンスを支え、育んできたのだと考えられる。

ただそれでもなお留意すべき点はある。「戻りたい」という意識は、実はそれ以外に取り得る選択肢のない中でのある種の「適応的選好形成」の帰結ではないかという可能性である。そして時にそれは事実である。「戻らざるを得ない」がいつしか

「戻りたい」にすり替わってしまう場合があることに、我々は決して無自覚であってはならないだろう。

4. 生活構造の維持とレジリエンス

以上の考察を踏まえ、被災地のレジリエンスについて改めて論点を示しておきたい。

第1に、「集団としてのレジリエンス」の向上は必ずしも一人ひとりに固有のレジリエンスに寄与しないという点である。言うまでもなく、年齢や性別、身体、所得、社会的ネットワークなど、個々人の属性やバックグラウンド、保有する資本・資源の多寡はさまざまである。つまり、固有のレジリエンスとは、個々人のヴァルネラビリティとケイパビリティに依拠しており、ゆえに個別性が強く、相互に競合的であり、時に対立的である。コミュニティや自治体や国家を強靱化する戦略は、そうした競合と対立の結果に注意を払う一方で、その結果に至るまでの、より脆弱な人びとのケイパビリティが閉ざされていくプロセスには無関心である。

第2に、「集団としてのレジリエンス」の追求がもたらす問題は、復興・減災サイクルを通じた不均衡の拡大・再生産というかたちであられる。復興過程では「ハサミ状較差」と言われるような再生の不均衡が、減災過程ではリスク分配の不均衡が生じている。そもそも災害による直接的な犠牲はより脆弱な人びとに偏在する。ハザードが脆弱性を襲うのは原理的な必然であるとしても、その前提においてリスクが偏在し、その事後においてさらなる犠牲が偏在するとしたら、その歪みは正されなくてはならない。

第3に、ではいかにその歪みを正すことができるのか、言い換えれば、いかに一人ひとりに固有のレジリエンスを維持し、個々のケイパビリティを保障するのが問われる。十津川村の経験は、生活構造の維持こそが重要であることを示唆して

いる。生活構造とは、2章でも若干触れたが、生活圏域、生活行動、生活空間の3要素からなると考えられる。

第1に、生活圏域が維持されるためには、繰り返し述べているように、<home>への帰還を保障することが求められる。<home>が有する価値について、我々は未だ十全に語るだけの知見を持ち合わせていない。しかし少なくとも、利便性や快適性、安全性といったいわゆる道具的価値だけでは尽くせないこと、土地や家の所有権などの経済的価値もその一部でしかないことは分かっている。なぜなら、所有権は移転可能であり、利便や安全や快適は代替可能であるからだ(田中2015)。道具的・経済的価値を求めるだけなら、それは<home>である必要はない。

第2に、生活行動の維持とは、主にはなりわいなど日常の多くを費やしていた対象とその時間を取り戻し、再現することである。十津川や中越、福島の仮設住宅で、被災者らが共通して語った「ここはやることがない」という言葉であった。「やること」の存在が、被災前の暮らしを駆動していた。そのような対象と時間の欠落した日常が、いかに喪失に満ちたものであるかは想像に難くない。

第3に、生活空間の維持とは、日常の生活行動を支えていた環境を再構築することである。端的にこれはデザインの問題である。

復興過程における居住地移動は、たとえば低層の長屋建住宅からRC造の高層共同住宅への移行など、身近な居住環境をまったく異質なものへ変えてしまう場合がある。それが被災前の社会関係にも変化をもたらし、時に脆弱な関係性のもとで暮らす人びとに深刻な影響を与えてきた。とくに、職場や近隣のコミュニティ、親戚関係など確かな帰属を失くした人びとにとって、それは致命傷となった。完全に関係性が絶たれ、孤立した生が固定化した。

脆弱な関係性とは、辛うじて互いの存在は認知しているが、そこに目的を持った接触機会や具体的なコミュニケーション機会は介在しないという、きわめて弱い紐帯である。だがこれこそがコミュニティの基層をなしている。そしてその基層をなす関係性は、関係を取り結ぼうとする人の意識ではなく、人が存在するその空間に依存的である（田中 2013）。つまり脆弱な関係性ほど、空間の変化によって影響を受ける。弱い紐帯をいかにして保つのかは、したがって空間デザインが引き受けるべき問いである。

ただこの点についても、明確な規準や条件を求め得る材料は著しく不足している。現時点においては、「アウェアネスを促す空間」⁽⁴⁾という見立てが最も核心に迫った解のひとつであろう（釜石市 2013）。また、路地、縁側、農地がその具体的な手がかりになるという直感は、広く共有されているように思う。東日本大震災の応急仮設住宅や災害公営住宅において試みられた、さまざまな「アウェアネスを促す空間」のデザインは、今後の有力な検証材料となるだろう。

復興・減災の途上においては、居住地の破壊や移動、改変、再編が起こる。それを完全に避けることは難しい。ならば、主体的な居住地選択のもとで、できる限り生活構造を維持することが求められる。居住地の移動があったとしても、前後の生活圏域が重なり合い、平時の暮らしが途絶えたとしても、主たる生活行動が連なり、住まいが失われたとしても、以前とギャップの少ない相似性を持った生活空間が再生されていくならば、日常を再現し、維持することはおそらく不可能ではないだろう [図 10]。

5. 結び

元の生活圏域への帰還が保障され、被災前の生活行動が再現され得る生活空間が再構築されることによって、個々の被災者の生活構造は維持され

る。生活構造の維持は、おそらく一人ひとりのケイパビリティを保障し、人びとに固有のリジリエンスを涵養するだろう。

一方、こうしているあいだにも再生とリスク分配の不均衡は拡大・再生産を繰り返している。コミュニティ分化のシナリオは進展し、被災地では関連死や「孤立死」が後を絶たない。

脆弱性に集中するリスクをいかに転嫁し、再分配のあり方をデザインできるのか。従来の生活行動を再現する空間をどう再構築できるのか。居住地選択の権利をどのようにして保障するのか。〈home〉の価値とはなにか。問うべきは多く、解くための材料は少ない。しかし手放してはならないと思う。不均衡の拡大プロセスを穿つのは、こうした問いをあきらめず、執拗に問いつづける態度以外にはあり得ないからだ。

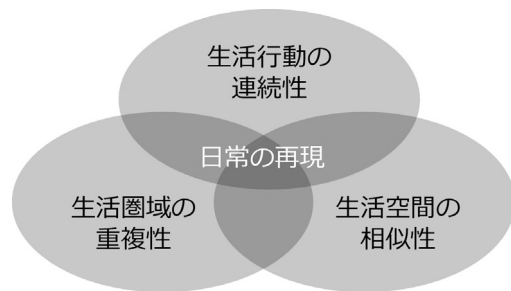


図 10 生活構造の維持

補注

(1) 単身者の誰にも看取られない死について、「孤独死」「孤立死」「独居死」などさまざまな用語が用いられるが、統一的な公式の定義は今のところ存在しない。厚生労働省は、「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）報告書」（2008.3）において、それまで一般的であったと思われる「孤独死」に代えて、「孤立死」という用語を採用し、以後それを踏襲している。また、H・アレントはその著書『全体主義の起源』において、「孤独」「孤絶」「孤立」を区別し、「孤独」を自分自身とともにあること、自己と向き合うこと、「孤立」を他者との接触を欲しつつ、その契機さえ奪われた、見棄てられた境遇と説明する。この「見棄てられた境遇」にこそ問題の本質がある。筆者は、過去の論文等において「孤独死」という用語を用いてきたが、本稿では「孤立死」で統一することとする。

- (2) 本稿の問題関心は、部分的に除本(2015, ほか)と共有しており、またその知見に多くを負っている。除本は、特に福島復興に焦点を当てた分析を行い、「不均等な復興」について「復興政策の影響が地域・業種・個人等の間で不均等にあらわれることをさす」としている。
- (3) 東日本大震災後に売却件数が増加し、残りの2区画についても売却見込みとなっており、一般公募は終了している(公社への聞き取りによる)。
- (4) 田中(2012)で検討している「コミュニティの階層性」という考え方をもとに、釜石市の「復興公営住宅設計ガイドライン」で示されたアイデア。参考文献4)参照。

参考文献

- 1) Vale, L. J.& Campanella, T.J.: *The Resilient City: How Modern Cities Recover from Disaster*, Oxford Univ. Press, 2005.1 (山崎義人・田中正人他訳: リジリエントシティ, 現代都市はいかに災害から回復するのか, クリエイツかもがわ, 2014)
- 2) 上野易弘他: 震災死と孤独死の死因分析とその法医学的検討, 神戸大学都市安全研究センター研究報告, 特別報告2, pp.35-42, 1998
- 3) 岡田広行: 被災弱者, 岩波書店, 2015
- 4) 釜石市: 復興公営住宅設計ガイドライン, 2013
- 5) 塩崎賢明: 復興<災害>, 岩波書店, 2014
- 6) 田中正人・高橋知香子・上野易弘: 災害復興公営住宅における「孤独死」の発生実態と居住環境特性の関係, 阪神・淡路大震災の事例を通して, 日本建築学会計画系論文集 No.74(642), pp.1813-1820, 2009
- 7) 田中正人・高橋知香子・上野易弘: 応急仮設住宅における「孤独死」の発生実態とその背景, 阪神・淡路大震災の事例を通して, 日本建築学会計画系論文集 No.75(654), pp.1815-1823, 2010
- 8) 田中正人・上野易弘: 被災市街地の住宅セーフティネットにおける「孤独死」の発生実態とその背景, 阪神・淡路大震災の事例を通して, 地域安全学会論文集 No.15, pp.437-444, 2011
- 9) 田中正人: 「災害孤独死」とはなにか, 復興(12号)Vol.6, No3, pp.65-72, 日本災害復興学会, 2014
- 10) 田中正人: 「災害孤独死」を防ぐ(室崎益輝他編「災害対応ハンドブック」所収), pp.133-135, 法律文化社, 2016
- 11) 田中正人: 再被災リスク下にある居住地への帰還実態とその背景, 台風12号豪雨災害後の十津川村の経験から, 地域安全学会東日本大震災ワークショップ2013 in 大船渡, 2013
- 12) 田中正人: 再被災リスク下にある集落への居住者の帰還実態とその背景, 台風12号豪雨災害後の十津川村の経験から, 地域安全学会論文集 No.24, pp.141-149, 2014
- 13) 田中正人: 沿岸地域における居住者の災害リスク認知と高所移転意向に関する研究, 和歌山県串本町の事例を通して, 地域安全学会論文集 No.18, pp.495-502, 2012
- 14) 田中正人: 南海・東南海地震の激甚被害が想定される沿岸地域の自主的な高所移転の実態とその背景, 和歌山県串本町の事例を通して, 地域安全学会論文集 No.21, pp.495-502, 2013
- 15) 田中正人: 被災リスク下にある歴史的景観地区コミュニティの居住継続意識とその支持要因, 和歌山県海南市黒江・船尾地区の事例, 日本建築学会計画系論文集 No.80(711), pp.1169-1178, 2015
- 16) 田中正人: 災害復興過程における居住者の移動実態とその背景, 神戸山手大学紀要, 第14号, pp.109-127, 2012
- 17) 田中正人: 東日本大震災における災害公営住宅入居者の社会関係の変容実態, 日本建築学会学術講演梗概集2017(都市計画), 2017(近刊)
- 18) 中井久夫: 復興の道なかばで, 阪神淡路大震災一年の記録, みすず書房, 2011
- 19) 野呂雅之: 南海トラフ巨大地震の想定被災地における高台移転施策の財源と地域づくりの課題, 「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定された139市町村調査から, 災害復興研究(8), pp.1-13, 2016
- 20) 除本理史: 原発事故被害の包括的把握と福島復興政策, 「不均等な復興」と被害者の「分断」をめぐって, 経営研究 第66巻 第2号, pp.1-19, 2015